

教 務 規 程 (抄)

第5章 履修の認定

(履修の認定)

第7条 履修の認定は、次の各号によって行うこととする。

1 各教科・科目及び総合的な探究の時間については、その欠課時数が標準授業時数の20%以内であること、また特別活動については年間授業時数の20%以内であること。ただし、以下の3項に留意する。

- (1) 学習態度が良好であること。
- (2) 年間授業時数が標準授業時数を超える場合は年間授業時数を基準とする。
- (3) 特別活動の年間授業時数はLHRと学校行事、生徒会行事の実施時数の合計を授業時数とする。

(追認定)

第8条 次の各号により履修を追認定することができる。

1 欠課時数が標準授業時数の30%以内で、欠課の理由が出席停止、忌引、公欠、病気・入院等やむを得ないものと認められるもの。

第6章 再履修

(再履修)

第9条 当該年度以前に履修及び修得が認定されなかった教科・科目及び総合的な探究の時間を、次年度以降再び履修することができる。

(再履修の義務)

第10条 当該年度に履修を認定されなかった必修科目及び総合的な探究の時間については、原則として再履修しなければならない。

(再履修の条件)

第11条 一度修得した科目については原則として再履修を認めない。

- 1 必修科目以外で再履修を認められる科目は、次年度開講される科目のうち、時間割編成上、履修可能な科目とする。
- 2 必修科目以外の再履修の許可は、学校運営等に支障がない場合に行う。

第7章 修得の認定

(修得の認定)

第12条 各教科・科目の単位の修得の認定は、次の各号をともに満たした場合とする。

- 1 履修の認定がなされていること。
- 2 評定が「2」以上であること。

第13条 総合的な探究の時間の単位の修得の認定は、履修認定がなされており、その活動の成果が満足できる場合に行う。

(認定の時期)

第14条 履修及び修得の認定は、原則として年度末に行うこととする。ただし、学期毎に履修する科目及び特別な場合については学期末ごとに行うことができる。

(追認定)

第15条 当該年度における各教科・科目及び総合的な探究の時間で、履修認定されたもののうち修得が認められない場合、次の各号に該当するときは追認定の機会を与えることができる。

- 1 学習成果が5段階評定による評定「1」の場合。
- 2 総合的な探究の時間で、その活動の成果が満足できない場合。

- 3 特別な事由により、審議を経て校長が追認定の対象と認めた場合。

第8章 卒業の認定

(卒業の認定)

第16条 卒業の認定は、次の各号がすべて満たされたときに行うこととする。

- 1 学習指導要領で定められたすべての必履修教科・科目及び総合的な探究の時間において、履修が認定されていること。
- 2 各教科・科目、総合的な探究の時間の修得単位数の合計が74単位以上であること。
- 3 特別活動の成果がその目標から見て満足できると認められること。
(特別活動の欠課時数が授業時数の20%以内であること。)
- 4 高等学校の在籍期間が3年以上であること。ただし、転・編入学者は前在籍校の在籍期間を通算するものとする。

第17条 入学後3年間で卒業が認定されなかった生徒は、4年次以降生として在籍し、卒業に必要な教科・科目及び総合的な探究の時間の履修又は修得をしなければならない。なお、4年次以降生の在籍するホームルームは、別に設けるものとする。

(認定の時期)

第18条 卒業の認定は、原則として年度末に行う。ただし、4年次以降生及び留学に関わる生徒の場合については、卒業に必要な要件が満たされた場合、学期末において卒業を認定することができる。

第9章 評価及び評定

(評価及び評定の方法)

第19条 各教科・科目においては、各考査・実技の成績・平素の学習活動等の結果に基づいて、「知識・技能」「思考・判断・表現」「主体的に学習に取り組む態度」の観点をつまみ、総合的に評価・評定を行う。

(評価及び評定の時期)

第20条 評価は前期末に5段階で行い、評定は年度末に年間を通じた総合判定に基づいて5段階で行う。

第21条 学期毎に履修する科目については、学期末に総合的に評価し、評定する。

第22条 卒業年次にあつては前期中間考査終了時、前期末並びに後期中間考査終了時に仮評定し、年度末には総合的に評価し、評定を行う。

(総合的な探究の時間の評価)

第23条 総合的な探究の時間の評価は、1年間の活動を総合的に判断し、文章で評価する。

第10章 出欠席

(出席簿)

第24条 出席簿の種類はホームルーム出席簿と教科・科目出席簿の2種類とし、特別活動及び総合的な探究の時間の出欠はホームルーム出席簿に記録する。

(出席停止・忌引等の日数)

第26条 次の各号に該当する欠席は「出席停止・忌引等の日数」として処理し、「授業日数」からそれを差し引いた日数を「出席しなければならない日数」として扱う。ただし、当該科目の授業については欠課として扱う。

- 1 学校教育法第11条による懲戒のうち停学の日数
- 2 学校保健安全法第19条による出席停止の日数

3 学校保健安全法第20条による臨時に一部の休業を行った場合の日数

4 忌引の日数	父母	7日以内
	祖父母・兄弟・姉妹	3日以内
	曾祖父母・伯叔父母・同居親族	1日以内
	2親等までの法要	1日以内

なお、遠隔地の場合は、その旅行に要する日数を加算する。

5 非常災害等で校長が認めた場合の日数

6 転学のための受験、旅行に要した日数

7 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（19条、20条、26条、46条）による入院の日数

8 その他教育上特に必要な場合で、校長が出席しなくてもよいと認めた日

（公欠）

第27条 次の各号に該当する欠席は「公欠」として処理し、ホームルームは出席とする。ただし、当該科目の授業については欠課として扱う。

- 1 高体連・高文連・高野連が主催する行事等に参加する場合。
- 2 進学・就職等の試験に要する日数。ただし、受験地が遠隔地の場合は旅行に要する日数を加える。
- 3 慶弔に当たって、ホームルーム又は学校を代表して参列する場合。
- 4 その他校長が特に認めた場合。

（欠課）

第28条 15分を超えて授業を欠いた場合は欠課として扱う。

（遅刻・早退）

第29条 授業開始時間から15分以内の時間から授業に参加する場合を遅刻、授業終了時間から15分以内の時間から授業を欠いた場合を早退として扱う。

第11章 考查

（考查の種類）

第30条 考查は、随時行われるものを除いて、次の4種類とし、その結果は評価・評定のための資料として用いる。

1 定期考查

定期考查は1・2年次は前期期末・後期中間・後期期末に、3年次は前期中間・前期期末・後期中間に実施する。

2 追考查

正当な理由により定期考查を受験できなかった生徒に対し、原則として考查終了後一週間以内に実施する。ただし、やむを得ない事情により追考查も受験できない者については、平素の成績その他の資料により評価する。

3 追認考查

第15条に該当する生徒について実施する。

4 再考查

仮評定で「1」を有する3年次生について実施する。

（考查の実施科目）

第31条 定期考查は、教育計画に基づいて必要とされる教科・科目について実施する。また、教科・科目の特性からこれにより難しい場合は実技・作品提出等の方法により定期考查に代えることができる。

第12章 生徒の異動

(転学)

第32条 転学の取扱いについては次のとおり行う。

- 1 他の高等学校に転学を希望する生徒は、所定の「転学願」を提出し、校長の許可を得なければならない。
- 2 手続き・照会・事前事後の事務的処理については別に定める。

(転・編入学)

第33条 転入学の取扱いは次のとおり行う。

- 1 転入学を希望する生徒は、北海道立高等学校通学区域規則に従うほか次の要件が満たされている場合に受け付ける。
 - (1) 一家転住又はこれに準ずる理由があること。
 - (2) 卒業に必要な単位の修得の見込みがあること。
 - (3) 在籍高等学校が石狩学区外であること。
 - (4) その他やむを得ない理由があり、校長が認めた場合
- 2 手続、試験要項、結果処理の方法等については別に定める。

第34条 編入学は、相当年齢に達し、相当の学力があると認められる者について、相当の期間を在学すべき期間として、校長がこれを許可することができる。

第35条 転入学は、修得した単位及び在学した期間に応じて、相当の期間を在学すべき期間として、校長がこれを許可することができる。

第36条 転入学または編入学した生徒が過去に在学した高等学校で単位を修得している場合は、当該修得した単位数を本校の全課程の修了を認めるに必要な単位数のうちに加えることができる。

(休学)

第37条 休学の取扱いは次のとおり行う。

- 1 休学を希望する生徒はその期間を定め、所定の「休学願」を提出し、校長の許可を得なければならない。休学の理由が傷病による場合は、医師の診断書を添付しなければならない。
- 2 休学の期間は3か月以上、1年未満とする。ただし、年度を超える場合は改めて手続きをし、許可を得なければならない。
- 3 休学中は休学した当初の年次に在籍する。

(復学)

第38条 復学の取扱いは次のとおり行う。

- 1 休学者が復学しようとする場合は、所定の「復学願」を提出し、校長の許可を得なければならない。なお、休学の理由が傷病による場合は、医師の診断書を添付しなければならない。
- 2 復学後の年次は、別途審議を経て定める。

(退学)

第39条 退学の取扱いは次のとおり行う。

- 1 退学を希望する生徒は、所定の「退学願」を提出し、校長の許可を得なければならない。
- 2 退学にかかわる事務的処理については別に定める。

第13章 留学

(留学)

第40条 外国の高等学校に留学を希望する場合は、「留学願」及び関係書類を提出し許可を受けなければならない。

(留学の許可)

第41条 留学が教育上有益である場合は、これを許可する。

(単位の認定)

第42条 留学が終了次第直ちに、「留学終了届」及び「履修及び成績証明書」を提出しなければならない。

第43条 第42条に基づく報告により、留学の成果が認められた場合は、外国の高等学校における履修を本校における履修とみなし、36単位を超えない範囲で単位の修得を認定することができる。

第44条 第43条の規定により単位を修得した生徒について、年度の途中においても卒業を認めることができる。

附則 この規程は、平成25年4月1日から施行し、平成25年度入学生から適用する。

附則 この規程は、平成29年4月1日から一部改定して施行する。

附則 この規程は、令和2年4月1日から一部改定して施行する。

附則 この規程は、令和6年4月1日から一部改定して施行する。